

第 1 盛岡市保健所運営協議会

盛岡市保健所条例

平成19年12月25日
条 例 第 7 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地域保健法（昭和22年法律第 101号）の規定に基づき、保健所に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
盛岡市保健所	盛岡市神明町 3 番29号	市の全区域

(保健所運営協議会)

第 3 条 地域保健法第11条の規定に基づき、盛岡市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員は、医療関係団体の代表者若しくは職員又は知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 5 条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

盛岡市保健所運営協議会委員

(任期 平成28年 4 月 1 日～平成30年 3 月31日) (平成28年 7 月 4 日現在)

委員氏名	構成団体
赤 松 陽 子	公益社団法人岩手県看護協会盛岡支部 支部長
伊 藤 節 子	盛岡市保健推進員協議会 会長
江刺家 誠	公益社団法人岩手県栄養士会 理事
加 藤 章 信	盛岡市立病院 病院事業管理者
加 藤 彰	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会 事務局長
金 子 康 宣	盛岡市学校保健会 事務局長
齋 藤 勲	玉山地域自治会連絡協議会 副会長
坂 田 清 美	学校法人岩手医科大学 教授
佐々木 恵 子	公募委員
佐 藤 誠 司	盛岡商工会議所 事務局長
佐 藤 康 子	盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会 会長
渋谷 征 男	一般社団法人岩手県獣医師会盛岡支会 事務局長
下屋敷 正 樹	公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター 専務理事
白 澤 國 雄	一般社団法人岩手県食品衛生協会盛岡市支会 支会長
田 島 直 樹	盛岡東警察署 副署長
立 身 政 信	国立大学法人岩手大学 岩手大学保健管理センター長
長 澤 涼 子	盛岡市町内会連合会 理事
畑 澤 昌 美	盛岡薬剤師会 副会長
前 川 秀 憲	一般社団法人盛岡市歯科医師会 会長
和 田 利 彦	一般社団法人盛岡市医師会 会長